

市県民税申告相談日程表

月	日	曜日	地区名	会場	受付時間
2	9	火	中央1～5丁目	市役所301会議室	午前9時～午後3時30分
	10	水	西1～5丁目・羽生	〃	〃
	12	金	南1～8丁目・上羽生	〃	〃
	15	月	北1～3丁目・東1～3丁目	〃	〃
	16	火	東4～9丁目	〃	〃
	17	水	下新郷・下新田	新郷公民館	〃
	18	木	上新郷1～5500番地	〃	〃
	19	金	上新郷5501番地以降	〃	〃
	22	月	下川崎・上川崎・砂山・加羽ヶ崎・下羽生	須影公民館	〃
	23	火	須影・秀安・南羽生3・4丁目	〃	〃
	24	水	今泉・発戸・北袋	井泉公民館	〃
	25	木	藤井上組・藤井下組・尾崎	〃	〃
	26	金	上村君・下村君・堤・名・常木	村君公民館	〃
	3	1	月	上岩瀬・中岩瀬	岩瀬公民館
2		火	下岩瀬・小松・桑崎	〃	〃
3		水	中手子林・下手子林・神戸・北萩島	手子林公民館	〃
4		木	上手子林・町屋・南羽生1・2丁目	〃	〃
5		金	上川俣・稲子・本川俣・小須賀	川俣公民館	〃
8		月	三田ヶ谷・与兵衛新田・日野手新田	三田ヶ谷公民館	〃
9		火	弥勒・喜右エ門新田	〃	〃
10		水	予備日	市役所301会議室	〃
11		木	〃	〃	〃
12		金	〃	〃	〃
15		月	〃	〃	〃

市税に関するお問い合わせは、税務課（内線112～115）

市県民税の申告は各地区の相談会場へ

《2月9日(火)から3月15日(月)まで》

申告と納税は期限内に

市県民税の申告受付を、2月9日(火)から3月15日(月)まで行います。(土日・祝日を除く)

この申告は、市県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料として必要になりますので、正しい申告をお願いします。

また、市では申告される方の便宜と混雑を緩和するため、各地区ごとに申告相談を行います。

次の日程で実施しますので、指定の日時・会場で、申告をお願いします。

申告書はご自分で記入を

市では、申告書をご自分で作成する「自書記載・自書申告」を推進しています。申告書は「申告の手引き」を参考に、できるだけご自分で作成してください。

申告書を作成する場合、指導・相談も行いますが、ご自分で記入できるところは記入してから、会場にお出かけください。

持参するもの：申告書、給与や年金などの源泉徴収票、その他所得金額が分かる書類、国民年金保険料・生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除を受けようとする書類等、印鑑、筆記用具、計算機

税法の主な改正点

住宅ローン控除の適用期限が、平成25年12月31日まで延長されるとともに、その年分の所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除残額については、翌年度分の住民税から減額することができま。 (平成19・20年分入居の方は住民税からの減額は該当になりません。)

合わせて、住民税における住宅ローン控除は、個人が住宅借入金等特別税額控除申告書を提出せずに受けられることとなりました。

住民税の寄付金控除の対象となる寄付金の範囲が拡大されます。

従来、寄付金に加え、所得税の寄付金控除の対象となる法人等に対する寄付金のうち、県および市が条例で指定する寄付金も対象になります。対象となる法人等の詳しい情報は、市のホームページで確認してください。

税理士による還付申告相談のご利用を

税理士会行田支部では、税理士による小額な還付申告相談および申告書の作成を無料で行います。

お近くの税理士事務所または税理士会行田支部事務局へ電話等で事前に予約のうえ、お出かけください。

なお、相談の内容により料金が必要となることもありますので、あらかじめ担当税理士にご確認ください

▷ 期 日 2月1日(月)～2月15日(月)

土・日・祝日を除く

▷ 受付時間 午前9時30分～午後4時

2月23日(火)の「税理士記念日」にも無料税務相談を開催します。(事前に予約が必要です)

▷ 場 所 税理士会行田支部事務局内税務相談所

問い合わせ 税理士会行田支部事務局

☎(554)1411

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

・税額などが自動計算され、所得税や消費税の申告書や収支内訳書などを作成できます。

・電子申告(e-Tax)の事前準備がお済みの方は、申告書等のデータを自宅から税務署に送信できます。



平成20年分の所得税・消費税確定申告書を次の方法により提出した方には、申告書等が送付されません。

その代わりに、「利用者識別番号」や「予定納税額」など申告時に必要な情報を記載した「お知らせはがき」を送付することになりました。

お知らせはがきが届いた方で税務署等の申告会場へお越しの際は、必ずこのはがきをご持参ください。

《「お知らせはがき」送付対象者》

税務署のパソコンで入力後、送信する方法(e-Tax)により確定申告した方

税務署のパソコンで入力後、確定申告をプリントアウトし、書面により確定申告した方

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書をプリントアウトし、書面により確定申告した方

▶ 所得税・消費税および電子申告の利用方法などの

問い合わせ 行田税務署

☎(556)2121 (自動音声案内)

お知らせはがきの送付について

有料広告

今回の目玉商品

リンナイ ガス給湯器20号 **¥137,800-**
(工事費・税込み)
(追焚き機能付)

20万円以上のリフォームをしたお客様に羽生市より助成金が支給されます。(1回限り・条件有り)

業務拡張の為男女営業募集!! (詳細は電話にて)

【業務内容】 お見積り、ご相談完全無料 お気軽にお問い合わせください

外壁塗装+屋根塗装	クロス貼り替え	床貼り替え
¥550,000～(30坪迄)	¥69,800～(6畳)	¥109,800～(6畳)
光触媒塗装(内装・外装)	お風呂・台所工事	エクステリア工事
外壁(サイディング)・屋根張り替え	太陽光発電	オール電化

その他小さい修理から何でもやっています!

貴方の街のハウスクター **のぞみコミュニケーションズ**

羽生市南5-5-24 ☎048-561-6758
ホームページ <http://www.citydo.com/sp/048-561-6758>

迎春

一級建築士事務所
小林宏充建築設計事務所

当事務所は建築設計のみならずホームページ作成も承ります
お気軽にご連絡ください。

羽生市南6-7-21
MAIL koba-archi@rainbow.plala.or.jp
URL <http://www7.plala.or.jp/archi-tora/>
TELEPHONE 048-563-1343 FACSIMILE 048-563-1315